

平成23年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成23年度の納付状況等について
 - (1) 公的年金制度全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国民年金保険料の納付状況・・・・・・・・・・・・ 2

2. 納付率低下の要因等について
 - (1) 納付率低下の要因・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題・・・・・・・・ 8

3. 平成23年度における収納対策の取組状況について・・・・・・・・ 10

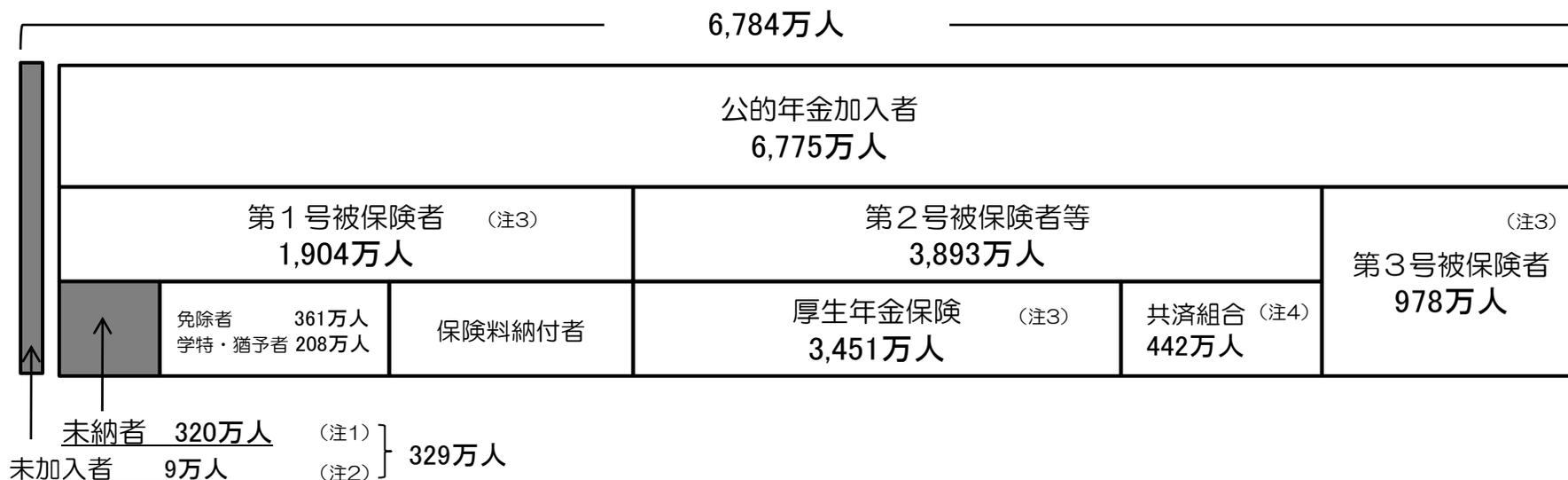
4. 平成24年度の収納対策について・・・・・・・・・・・・ 13

1 平成23年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約320万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約5%)

《公的年金加入者の状況(平成23年度末)》



注1) 未納者とは、24か月(平成22年4月～24年3月)の保険料が未納となっている者。

2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3) 平成24年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)が含まれている。

4) 平成23年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成24年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成22年4月～24年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成23年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成21年度の最終納付率は65.3%

(平成21年度末と比較して+5.3ポイント)

(平成23年度末時点)

②平成23年度の現年度納付率は58.6%

(対前年度比△0.7ポイント)

納付率の推移

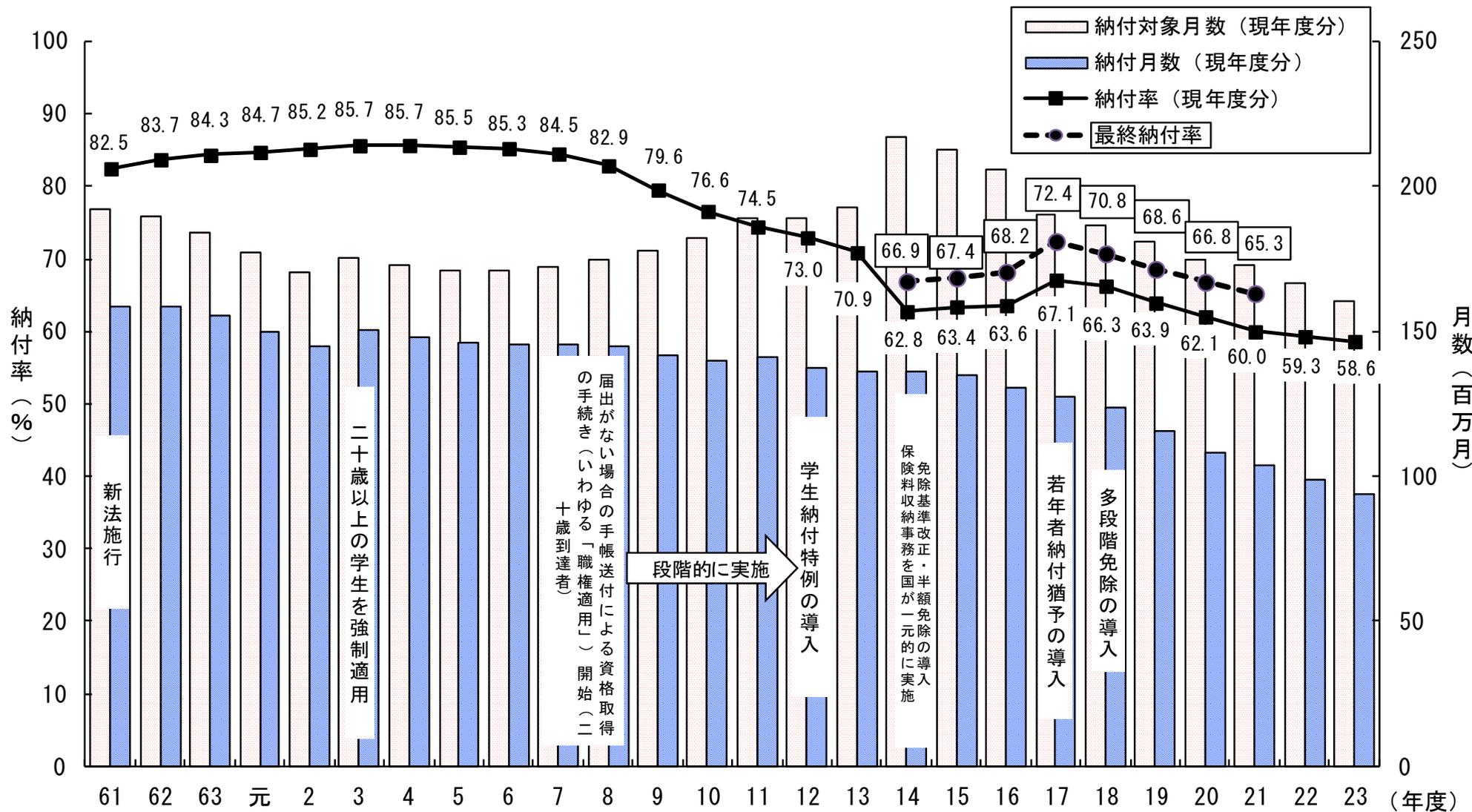
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
18年度分 保険料	66.3%	69.0%	70.8%			
19年度分 保険料		63.9%	66.7%	68.6%		
20年度分 保険料			62.1%	65.0%	66.8%	
21年度分 保険料				60.0%	63.2%	65.3%
22年度分 保険料					59.3%	62.2%
23年度分 保険料						58.6%

※ 最終納付率は、平成21年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

① 納付率の状況

○平成21年度分（過年度2年目）の最終納付率は、65.3%。

（平成21年度末から+5.3ポイント、平成22年度末から+2.0ポイントの伸び。）

○平成22年度分（過年度1年目）の納付率は、62.2%。（平成22年度末から+2.9ポイントの伸び。）

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
平成21年度分 （対前年度末伸び）	60.0%	63.2% （+3.3ポイント）	65.3% （+5.3ポイント）
平成22年度分 （対前年度末伸び）	—	59.3%	62.2% （+2.9ポイント）

○平成23年度の現年度分（平成23年4月分～平成24年3月分）の納付率は、58.6%。（対前年度比△0.7ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成22年度 （対前年度比）	9,893万月 （△4.7%）	16,679万月 （△3.6%）	59.3% （△0.7ポイント）
平成23年度 （対前年度比）	9,407万月 （△4.9%）	16,042万月 （△3.8%）	58.6% （△0.7ポイント）

- ・現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、81事務所で前年度より上昇している。都道府県ごとの納付率をみると、12県で前年度より上昇している。（平成22年度は60事務所、2県で前年度より上昇）
- ・第3号被保険者不整合記録問題への対応による影響（△0.3%）（注）を除けば、対前年度比は△0.4ポイントであり、平成22年度の対前年度比△0.7ポイントと比べれば、平成23年度の実質的な下げ幅は縮小しているものと考えられる。

（注）第3号被保険者不整合記録（※）問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勧奨状を送付し、届出がない場合は届出によらない種別変更を行った。年度末までの期間が短く納付等に至らなかったことが現年度納付率に影響。

（※）第3号被保険者が第1号被保険者となった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

② 日本年金機構の中期計画及び平成23年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- 平成23年度の年度計画では、
 - ・平成21年度分の最終納付率は、平成21年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成22年度分の平成23年度末における納付率は、平成22年度の現年度納付率から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、平成21年度と同程度（60.0%）の水準を確保することをそれぞれ目標とした。



- 平成21年度分の最終納付率は65.3%（平成21年度末と比較して+5.3ポイントの伸び）となり、年度計画の目標を達成した。また、平成22年度分の平成23年度末における納付率は62.2%（平成22年度末と比較して+2.9ポイントの伸び）となり、同様に年度計画の目標を達成した。
- 平成23年度の現年度納付率は58.6%（対前年度比△0.7ポイント）となり、年度計画の目標を達成できなかった。

平成23年								平成24年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.3% (△0.2%)	53.9% (△0.2%)	55.2% (△0.0%)	55.0% (△0.1%)	55.3% (△0.0%)	56.0% +(0.1%)	56.5% (△0.2%)	56.9% (△0.6%)	57.2% (△0.7%)	57.6% (△0.7%)	58.0% (△0.7%)	58.6% (△0.7%)

(注) ()内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率低下の要因等について

(1) 納付率低下の要因

① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成23年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成22年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が0.8ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。
- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる。
- 平成22年度に比べ平成23年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成23年度の現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.1ポイント程度と推計される。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5
平成23年度	1,904 100.0	381 20.0	199 10.4	191 10.0	217 11.4	221 11.6	189 9.9	196 10.3	283 14.9	28 1.5	39.4

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

② 市場化テスト事業の実績低迷

- 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（要求水準及び最低水準）が達成できていない。（詳細は資料3-1を参照）

特に現年度保険料に係る最低水準の達成状況をみると、平成21年10月から委託を開始した127事務所では66.7%、平成22年10月から委託を開始した185事務所では82.6%と低調であり、平成23年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は77.7%である。

- 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成23年度の現年度納付率に与えた影響は、概ね△0.2ポイント程度と推計される。

<納付実績が伸びなかった要因>

- 市場化テスト事業の改善を図るため次のような措置を講じたが、十分な効果を上げられなかった。
 - ア 平成21年10月から委託を開始した事業については、業務改善計画を再提出させ、平成22年度に引き続き2か月ごとにヒアリングを実施して改善状況をフォローした。
その結果、納付督促件数は増加したものの、最低水準を上回る納付月数の獲得には至らなかった。
 - イ 平成22年10月から委託を開始した事業については、四半期ごとにヒアリングを実施し、企画提案書に基づく納付督促件数の確実な実施等、要求水準の達成に向けた要請・指導を実施したが、最低水準を上回る納付月数の獲得には至らなかった。

③ 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更

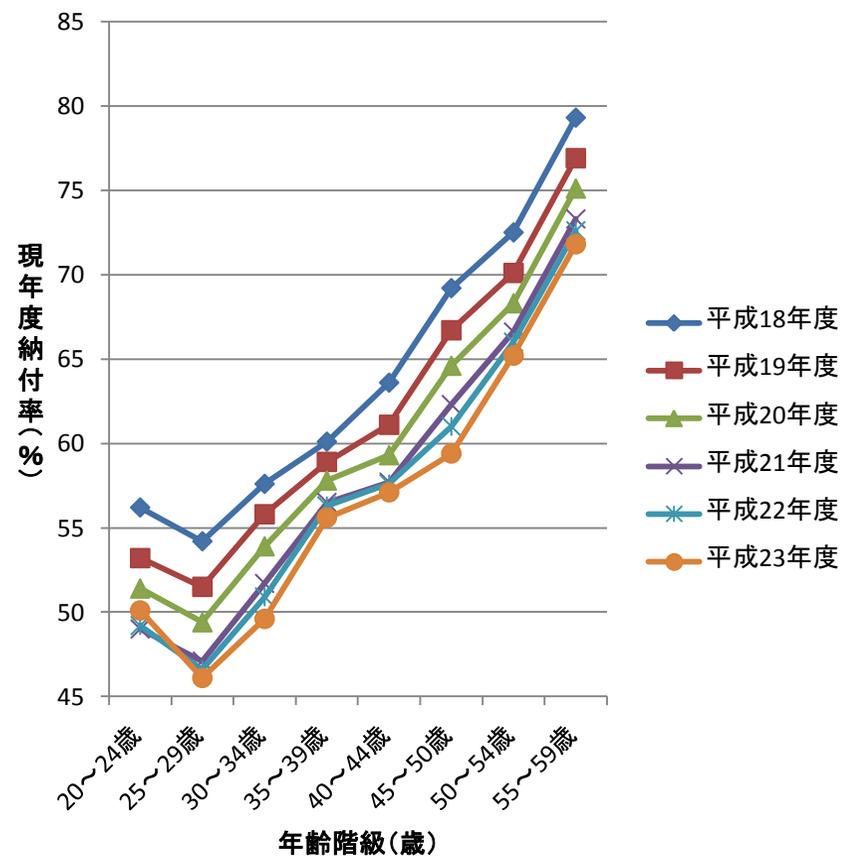
- 平成23年11月から、直近2年間に第3号被保険者不整合期間を有する者に対する種別変更等の届出勧奨を順次実施し、届出のない者については届出によらない種別変更処理（第3号被保険者として管理している期間を第1号被保険者期間に訂正）を行った。
- 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更を行った者については、納付書を送付して納付を促したほか、市場化テスト受託事業者から電話や戸別訪問による納付督促を実施した。
- 第3号被保険者不整合期間に係る種別変更により現年度の納付対象月数が増加したが、年度末までの期間が短かく納付等に至らなかったため、現年度保険料の納付率に概ね△0.3ポイント程度の影響を与えたと推計される。

(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

- 平成18年度から平成23年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。
年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、ほぼすべての年齢階級において概ね現年度納付率は低下している。
- 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。
 - ① 第1号被保険者の就業状況
 - ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
 - ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からない・保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

3 平成23年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~9参照)

- ア) 債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、市場化テスト事業の進捗管理を徹底・強化するとともに、県単位で毎月開催する打合せ会議に機構本部からも出席し、受託事業者への助言・提案を継続して実施し協力連携を図った。
- イ) また、平成21年10月から委託を開始した受託事業者については、業務改善計画を再度提出させ、平成22年度に引き続き2か月ごとにヒアリングを実施して改善状況をフォローアップした。なお、平成22年10月から委託を開始した受託事業者についても、四半期ごとにヒアリングを実施して活動内容の確認を行うとともに、要求水準の達成に向けた要請・指導を行った。
- ウ) 次期契約更改(平成24年10月)に向けて、現状の問題点を分析・整理し、要求水準の見直しや戸別訪問による納付督促の強化等、実績向上を図る観点から実施要項の見直しを行い、官民競争入札等監理委員会(内閣府)に諮った。

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)及び、市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	551万人(29.0%)	568万人(30.4%)	+17万人(+1.4ポイント)

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

平成23年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数はいずれも平成22年度を相当程度上回った。

その他

(資料3-1のp10参照)

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成22年度を下回ったが、コンビニエンスストア納付、インターネットバンキング等による電子納付及びクレジットカード納付の合計件数については、平成22年度と同等以上の水準を確保した。特に、クレジットカードによる納付件数は大幅な伸びを示した。

【総括】

国民年金保険料の収納対策については、市区町村から所得情報の提供時期の早期化により各種取組を実施したほか、「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」(※)の指定、収納対策における好取組事例の展開、債権回収業務経験のある職員の本部・ブロック本部への配置など、様々な収納対策の強化に努めたが、3号被保険者不整合記録に係る種別変更による影響を受けたこと等から、現年度納付率の向上に結び付けることができなかった。

(※)「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」29事務所のうち、現年度分保険料の納付率が前年度を上回ったのは、8事務所にとどまった。

今後は、各種事業の早期実施に努めるとともに、現年度納付率が向上している年金事務所の取組事例も参考としつつ、新たな数値目標の達成に向けて、未納者属性や地域属性を踏まえた効果的な督促活動を展開することとしている。

具体的な取組としては、強制徴収対象者の拡大、特別催告状による納付督促や免除等申請勧奨の強化、「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」の指定の拡大などを予定している。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
21年度末 22年度末 23年度末
36% → 36% → 36%
527万人 500万人 475万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
1,107万件 → 1,164万件 → 1,223万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
41万件 → 41万件 → 40万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用状況）
21年度 22年度 23年度
78万件 → 103万件 → 118万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成23年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文書

H21年度	1,309万件
H22年度	2,574万件
H23年度	2,579万件

電話

H21年度	1,969万件
H22年度	2,587万件
H23年度	4,060万件

戸別訪問（面談）

H21年度	422万件
H22年度	314万件
H23年度	465万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	21年度	22年度	23年度
最終催告状	17,131件	24,232件	30,045件
督促状	10,061件	10,583件	17,615件
財産差押	3,092件	3,379件	5,012件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・督促状、財産差押の件数は、平成24年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件

免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

- 免除や学生納付特例（学生の間保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
 - 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
 - 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
 - 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
 - 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成24年度の収納対策について

平成24年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 機構全体及び各年金事務所において、未納者属性等に応じた収納対策の推進を図るため、新たな目標を設定し、その達成に向けた行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納しているものについては、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低いなどの事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっているものについて、免除制度等の周知や申請の案内を行う。

【数値目標】

- ・平成23年所得に基づく免除勧奨対象者等について、平成25年夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結び付ける。
- ・平成22年度現年度納付率59.3%から+5.5ポイントの伸び（最終納付率64.8%）を確保する。

<進捗管理の強化>

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長参集適用・徴収対策会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な54年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成23年度は、29年金事務所を指定）

② 市場化テスト事業の適正化

<受託事業者に対する進捗管理>

- 現在の受託事業者については、平成24年9月まで引き続き、要求水準の達成に向けた事業実施状況確認等のため、ヒアリングを実施して進捗管理を徹底する。
- 平成24年10月から新たに委託する受託事業者については、入札における企画提案の確実な実施と要求水準の達成に向けた事業実施状況確認等のため、ヒアリングを実施して進捗管理を徹底する。

<受託事業者との協力・連携体制の強化>

- 受託事業者に対する情報（納付書送付、ターンアラウンドによる免除申請書送付対象者及び送付時期等）提供の早期化や各県単位の月例打合せ会における本部職員による助言・提案・指導など協力・連携の強化を図る。

<受託事業者に対する指導体制の強化>

- 平成24年10月からの新たな契約においては、受託事業者の実績が最低水準を下回った場合等に行うことができる業務改善の指示について、契約者（機構本部国民年金部長）に加え、受託事業者の取組状況を把握・管理しているブロック本部適用・収納（業務）支援部長も行うことができることとし、指導体制の強化を図る。

③ 強制徴収など年金事務所の取組強化

<強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図った上で、最終催告状を送付したもののすべてが完納に結びつくよう取組を強化する。具体的には、平成23年度までに最終催告状を送付したものについて6月中に進捗状況を全数点検することとしたほか、平成24年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

<集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を6月から12月に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。
(平成23年度の強制徴収担当職員の集合研修については、約550人を対象に実施)

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成24年3月末時点の実績では、国税庁委任の形式的要件(注)を満たした滞納者に対し、国税庁への委任の対象となる可能性を説明した結果、対象者の約26%が保険料を納付。
(注) 納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

<「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。また、適用勧奨から「届出によらない資格取得手続き」実施までの期間の短縮（6か月後⇒4か月後）を図る。

<関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手できるよう、関係者と調整を進める。

<適用体制の強化>

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「届出によらない資格取得手続き」を行った者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ □座振替制度の推進

<□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

<公的年金制度の理解を図るための普及・啓発活動>

- 政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

<若年者に対する周知広報>

- 大学等構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

<パンフレット等の内容の見直し>

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

<市区町村への協力依頼>

- 所得情報の取得、市区町村の窓口や広報誌における制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。
- 住民基本台帳法の改正に伴う、外国人適用について協力を依頼する。

<ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 現行の年金制度の改善に向けた検討

<現行制度の改善>

- 保険料の優良納付者拡大のため、現行最大で1年間となっている保険料前納期間について、最長2年間に拡充（割引額も大きくなる）するための準備を進める。
- 保険料免除の遡及期間について、現在は、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにするための法案（年金機能強化法案）を国会提出中であり、成立した場合にはその施行準備を進める。
- 「歳入庁創設について～中間報告後の検討を踏まえた整理～」(平成24年6月12日社会保障・税一体改革関係5大臣会合)に基づき、今年度からの取組強化策の効果を見据えつつ、これまでの取組の成果・課題を検証した上で、申請主義の在り方も含めた保険料の免除制度の改善等の制度的な対応も視野に入れた更なる取組の強化について検討し、平成24年度中に結論を得て、必要な措置の具体化を図る。

<マイナンバーの活用>

- 国会提出中のマイナンバー法案が成立した場合には、マイナンバーを活用した適用・収納対策の検討を進める。